

# 大阪 ぼしれん

発行所 社会福祉法人  
大阪府母子寡婦福祉連合会

発行人 滝本 美津代  
大阪府中央区谷町5丁目4番13号  
大阪府谷町福祉センター内  
電話 06(6762)9995(代)  
FAX 06(6762)3796  
URL: <http://www.osakafu-boshiren.jp/>  
(1部 20円)  
年4回(5、8、11、新年号発行)

11月号

(239号)

## トピックス

- 1面 要望・寡婦控除のみなし適用
- 2面 母と子の交流事業・親子クッキング・施設だより
- 3面 清香会館創立記念事業・就業自立支援センター・法律相談
- 4面 就業支援講習会

## 安定した暮らしを求め要望

7月22日(日)に開催した「大阪府母子家庭母の集い」に於いて採択された決議を要望書とし、9月19日(水)に大阪府知事あて提出しました。

当日は、岸本福祉部長、市道子ども室長、田中子育て支援課長、他担当の方々  
に面会。連合会からは、滝本理事長、篠原母子部会長等6名が出席し、ひとり親家庭医療費助成制度や母子家庭の母の雇用、保育所に関する問題、母子・父子自立支援員の勤務体制などについて要望しました。概要は右記の通り。

岸本福祉部長に要望書を手渡す  
滝本理事長



岸本福祉部長からは、いずれも重要な課題であると認識している  
ので、今後とも意見交換しながら共に歩んでいきたいとお言葉をいただきました。

### 大阪府からの回答 (一部抜粋)

#### ・大阪府ひとり親家庭医療費助成制度について

国の母子家庭等に対する援護を補完するという趣旨で実施しているものであり、所得要件においても児童扶養手当の所得要件を準用し、同居の扶養義務者の所得にも制限を設けている。また、一部負担金については見直しを検討していたが、子どもの貧困対策の重要性が増していることなどにより、現行制度を維持することとした。

#### ・母子家庭の母の雇用について

安定した生活を送るために重要な課題として認識しており、今後とも、ひとり親家庭への就労支援について積極的に取り組みを進めていく。

#### ・母子・父子自立支援員の勤務体制について

ひとり親家庭からの相談にきめ細やかな対応ができるよう、府及び市町において、母子父子自立支援員が不在の時や勤務時間外の相談は職員が対応するなどしている。  
今後ともきめ細やかな支援ができるよう努めてまいります。

要 望 書

平成三十年「大阪府母子家庭母の集い」において、母子家庭及び寡婦の生活の安定と福祉向上を図るため参加者一同の総意により次の事項を決議し、その実現を関係機関に強く要望します。

〈府・市町村へ要望するもの〉

- 一、大阪府ひとり親家庭医療費助成制度については、母子の健康が自立の基盤となることから、なによりも将来を担う子どもの健やかな育成を図るため、この制度の現行要件を維持することとす。より、所得要件については同居親族の所得ではなく、本人のみの所得を基準とされたい。
- 二、「母子家庭の母の雇用にあたっては、就業の支援に関する特別措置法」に基づき自治体や地元企業で正規雇用の拡大を図るなど、支援体制の積極的な取り組みを促進されたい。
- 三、母子・父子自立支援員については、母子家庭等の総合的な相談窓口として最も重要な役割を担うため、常時きめ細かな支援ができるよう、勤務体制について特別の配慮をされたい。

母子の生活の安定と早期の自立を図るため、特に配慮されたい。

- 四、保育所については、就業環境の整備を図るため、特別の配慮をされたい。
- 五、就労・求職活動、職業訓練を行うに際し、即時入所を図られたい。
- 六、同居親族の有無にかかわらず入所を認められたい。
- 七、病後児保育を少なくとも中学校区に1ヶ所は実施されたい。
- 八、ファミリー・サポート・センター事業を利用する母子世帯については、母の所得に応じて利用料金の軽減を図られたい。
- 九、保育料の算定については未婚の母に対しても寡婦控除を「のみなし適用」されたい。
- 十、母子家庭の母の雇用対策事業等として母子・父子福祉団体が運営する公共施設内等の売店や自動販売機の設置については「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及び「特別措置法」の理念に基づき許可されたい。

〈国へ要望するもの〉

- 一、児童扶養手当制度については、生活実態に合わせ見直されたい。
- 二、所得制限の収入認定額を緩和されることも同居親族の所得要件を廃止されたい。
- 三、子どもが進学する場合18歳到達後の年度未だ大学や専門学校卒業時まで支給期間を延長されたい。
- 四、養育費の支払いについては離婚当事者への周知啓発の強化や、国による養育費の立替え払い制度などを創設されたい。
- 五、「ひとり親家庭医療費助成制度」については、居住地にかかわらず格差なく負担をし、あるいは助成を受けられるよう、国による新たな助成制度を創設されたい。
- 六、所得税、地方税において、扶養親族のいない生別寡婦にも寡婦控除を適用するとともに、未婚の母に対しても同様の控除を適用されたい。

平成三十年九月十九日  
大阪府知事 松井 一郎 様  
社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会  
理事長 滝本 美津代

## 未婚のひとり親の寡婦・寡夫控除のみなし適用について

### 連合会の長年の要望が実現!

ひとり親家庭は婚姻歴の有無にかかわらず経済的に厳しい状況にあります。しかし、税制上、未婚のひとり親は寡婦・寡夫控除が受けられず、その取り扱いには差があります。国は「児童扶養手当法施行規則」等の一部の改正を8月1日に施行、「子ども・子育て支援法施行令」等の改正を9月1日施行し、未婚のひとり親にも同控除を適用したとみなして、児童扶養手当、保育料等の算定を行うことになりました。これは、毎年、連合会が国や大阪府に対して要望してきたものです。適用を受けるには、自治体の窓口で申請が必要になります。

寡婦・寡夫控除に未婚のひとり親を加える税制本体の見直しについては、18年度は見送られ19年度税制改正で検討されます。

## 親子クッキング

8月25日(土)大阪ガスクッキングスクール淀屋橋に於いて、26名の親子が参加し親子クッキングを開催しました。きれいなキッチンで最新機器を使い、夏休みランチを作りました。簡単に美味しく作れ、お腹いっぱいいただきました。

### 当日のメニュー

- ・フライパン de バエリア
- ・冷たいコーンスープ
- ・ベリー&チョコお星様ケーキ
- ・ジュース



バエリア

- ★切ったり混ぜたりするのが楽しかった。おいしかった。
- ★バエリアを子どもが喜んで食べました。(普段ごはん粒が嫌いな子です。)
- 自分で作ったものがとてもうれしかった様子でした。
- ★けっこう簡単にできて家で作ってみたいと思います。
- ★バエリア初めて作ったのですが、美味しくできてよかったです。偏食の娘もよく食べました。ケーキもフワフワで喜んでいました。



作り方を熱心に聞く参加者

## 平成30年度 ひとり親家庭親と子の交流事業

夏休みも残り少なくなった8月18日(土)1泊2日のキャンプに親子総勢105名バス3台で兵庫県八チ高原へと向かいました。お天気に恵まれ高原の空気は爽快で、冬にはスキー場となる山並みが望めました。ホテルに到着後、体育館で連合会の母子部を中心にゲームをして楽しみました。チーム対抗で伝言ゲームやスプーンリレー、綱引きなどに子ども達は熱中しました。ゲーム後は上位のチームから順にぬいぐるみやおもちゃなどの景品をもらい歓声が上がりました。夕食後は、キャンプファイヤーを囲み、輪になって簡単なゲームをしたり、フォークダンスの定番マイムマイムを踊りました。ホテルの方が披露されたファイアーダンスには子どもたちも大喜び。その後は星空観察を行い、大阪では見られないため息が出るような満天の星を眺めました。

2日目の8月19日(日)は山の中の丸太やネットのアスレチックに挑戦!スリルたっぷりのコースを回りました。その後、堰き止めた川でにじますを捕り、塩焼きにして美味しくいただきました。ヌルツとした魚の感触が苦手なお子さんもいたようですが、皆、夢中で魚を追いかけていました。帰りのバスではビンゴゲームで盛り上がり、楽しかった旅を惜しみながら、無事、大阪へと戻って来ました。子ども達はすぐに仲良くなり、親子で交流を深めた思い出に残る旅行になりました。



山を背に記念撮影



体育館でのボール送りゲーム



キャンプファイヤー



にじますのつかみどり



アスレチック

## 「天満天神 繁昌亭」落語を楽しむ ～伝統芸能にふれよう～

10月14日(日)清香会館創立記念事業「天満天神 繁昌亭」落語を楽しむ～伝統芸能にふれよう～を開催しました。秋晴れの気持ちの良い日曜、大阪天満宮のすぐそばの繁昌亭に176名が集いました。

まず、滝本理事長のあいさつで始まり、落語4席を楽しみました。軽妙な話術に思わず大きな笑い声上がり、話に引き込まれていきました。落語家4人の方それぞれの持ち味に笑い通しで、気がつけばお開きの時間となっていました。普段あまりふれることのない上方落語を満喫することができ、楽しい秋のひとつとなりました。



あいさつをする滝本理事長

## 「大阪府最低賃金」改定のお知らせ (平成30年10月1日発効) 時間額 936円

- ・大阪府最低賃金は、パート、臨時、派遣、アルバイトなどを含めすべての労働者に適用されます。
- ・なお、特定の産業の労働者には、「大阪府最低賃金」と「特定最低賃金」のいずれか金額の高い方が適用されます。
- ・詳しくは、大阪労働局労働基準部賃金課(06-6949-6502)または最寄りの労働基準監督署にお問合せください。
- ・また、大阪労働局のホームページにも掲載しておりますので、ご覧ください。

## 高齢者福祉祭り

9月は高齢者月間ということで、悠々の苑とサンポエムひらかたでは毎年恒例の高齢者福祉祭りを9月9日(日)は悠々の苑にて、9月23日(日)はサンポエムひらかたにて、それぞれご家族様や地域の皆様、法人関係者を招き開催いたしました。

悠々の苑では、ロビーに入居者の皆様が一年かけて作製した手芸作品や、絵画や書道などの作品展示を行い、来賓の皆様、ご家族様など興味深そうに眺めておられました。その後式典、食事会、演芸会の内容で執り行いました。

サンポエムひらかたでは式典に伏見隆枚方市長が出席され、滝本理事長と一緒に入居者の中で賀寿を迎える方のお祝いを行っていただきました。

伏見市長のあいさつによると、枚方市では後期高齢者の人口に占める割合が約11%、100歳以上の方が143名おられるとのことでした。両施設でも100歳を超える方が3名生活をされており、改めて長寿社会を痛感いたしました。

その後演芸会では職員の出し物が行われ、職員の普段とは違う姿に入居者の皆様は大喜びでした。

両日とも笑顔があふれた高齢者福祉祭りでした。



伏見枚方市長と賀寿を迎える皆さん

## ひとり親の就労支援について

当連合会職業紹介所(大阪府母子家庭等就業・自立支援センター)は、今年度求人開拓専門の相談員を配置し、文書、電話、事業所訪問等の方法で求人開拓を実施しています。これは母子家庭のお母様方等(寡婦・父子なども含め)の安定就労を確保するために行うものです。最近、報道で発表される求人倍率は大阪府の8月末で1.81倍と目覚ましく改善してきています。しかし、当連合会職業紹介所では、9月末で0.95倍と相変わらず厳しく、内容的にも応募者が希望する条件と相違するものが多い状況です。

求人開拓業務は思う程容易なものではなく、訪問しても門前払いされることも多々あります。しかし、担当者の努力もあって、9月末迄で、15社33件72名分の求人を受理しております。「正社員・事務職」を中心に開拓をしていますが受理求人は

職業紹介所 所長  
柴田 孝之



パートも含まれ、職種も事務以外のものも含まれております。職業紹介業務で重要なことは、求職者には希望に沿った求人を確保し紹介すること、一方求人者には必要な労働力を提供することです。現実には、双方の条件が合わずに結合しない(ミスマッチ)ものが相当あるのが現状です。

当連合会では一人でも多くの方の安定就労と求人充足サービスを促進するため、ホームページ(トピックス欄)に開拓求人を中心に求人情報の掲載を始めたところで、府内の市町村にも就労支援のチラシを配布するとともに、求職者への周知についても協力を依頼しているところです。

# なんでも ご相談ください！

連合会顧問弁護士 杉谷 文明



法律相談を担当しています杉谷です。専門は家事事件全般と不動産関連事件ですが、それ以外のことで法律問題であれば何でもご相談ください。解決の糸口が見つかるかもしれません。

相談枠にまだまだ余裕があります。ご来館お待ちしております。電話相談も受け付けておりますが、適切な事案の把握とアドバイスのためには、なるべくご来館での相談をお願いします。

今回は、最も基本的な離婚相談についてお話しします。離婚する方法には3つあります。協議離婚、調停離婚、裁判離婚です。

協議離婚は、夫婦双方が任意に話し合って市役所に離婚届を提出することで離婚が成立します。お子さんがいる場合、離婚届には親権者を決めて記載しなければ受理されません。養育費その他の付帯事項は合意書や覚書などの書面を作成される方が多いですが、後に請求調停や裁判をする場合に、このような取り決めをしたことを推定させる証拠にはなりませんが、それ自体としては法律上の効力はありません。公正証書を作成される方もいますが、その場合に注意しなければならないことは、公正証書中に、相手方が「不履行の場合には強制執行を受忍する」旨の強制執行受忍文言を入れておかなければ、公正証書で給与等の差押えをすることはできないということです。公正証書を公証人に作成してもらうのにも数万円

かかりますから、数千円でできる調停の方をお勧めします。調停離婚は、家庭裁判所で、男女ペアの調停委員を介して相手方と話し合うことにより行われます。調停が成立した場合には当事者双方が同席して内容確認がありますが、それ以外は申立人と相手方が交互に呼ばれますので、嫌な相手方と直接話をすることはありません。

弁護士を依頼すれば、一方的に相手方に有利に調停が進むこともありませんし、最後の内容確認も弁護士だけでできますので、相手方と一切顔を合わさずに調停をすることができます。しかも調停調書はそれ自体が債務名義（強制執行をするための書類）となります。また、養育費等の不履行の場合には、調停をした裁判所が無料で相手方に履行勧告してくれます。ただ、調停不成立の場合には、審判には移行しませんので、訴訟提起するしかありません。

離婚裁判は、家庭裁判所に訴訟提起して行います。判決書は最も強力な債務名義になります。ただ、民法第770条1項各号の離婚原因がなければ離婚判決を得られません。性格の不一致などという理由は、第5号の「その他婚姻を継続し難い重大な事由」として、日常の細かい不満を多数積み上げるしかありませんが、「重大な事由」ですからなかなか認められません。近々の民法改正で離婚原因に「5年以上の別居」が加えられることが検討されています。

共同募金

## 赤い羽根募金

10月1日～12月31日



大阪府・青少年育成大阪府民会議

11月は  
大阪府子ども・若者育成  
支援強調月間

## 就業支援講習会

### 【試験対策講座】

初 パ ン コ 級	エクセル3級	1月19日～3月2日(土曜日) 大阪府谷町福祉センター 受講料(教材費込み)：5,000円	10：00～16：00 (初日9：30～)	全7回	(20名)	【締切】 12/19
	医師事務 作業補助者	1月19日～3月9日(土曜日) 大阪府谷町福祉センター 受講料(教材費込み)：8,000円	9：30～15：30	全8回	(25名)	【締切】 12/19

問合せは下記の大阪府母子家庭等就業・自立支援センターまで TEL 06-6762-9995・9498  
※ホームページもご覧ください

### ● 就業支援講習会申込み方法

- 対象** 大阪府内の母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦(大阪市、堺市、豊中市除く)
- 申込・問合先** 〒540-0012 大阪市中央区谷町5丁目4番13号 大阪府谷町福祉センター内 大阪府母子家庭等就業・自立支援センターまで
- 申込資格** 次の要件をすべて満たす方 ①大阪府内(大阪市、堺市、豊中市にお住まいの方を除く)に居住する母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦  
②求職中の方(求職登録をされている又はされる方)、又は就業中でスキルアップのため資格取得を目指す母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦
- 申込方法** 往復はがきに、①希望講座名 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤職業 ⑥電話番号(自宅・携帯) ⑦受講動機 ⑧保育希望者は子の氏名・年齢
- 注意事項** ①受付は、開講2か月前。1講座につき1通 ②応募多数の場合は締切後抽選  
③各講座で就職セミナーが必須 ④日程は変更になる場合あり  
⑤全講座保育あり(2才～小学校入学前) ⑥車での来館はできません  
(申込み書記載の個人情報(講座・就労等)以外は使用いたしません)